

大学等における輸出管理の強化について

平成18・03・01貿第5号 平成18年3月3日

文部科学大臣あて

経済産業大臣名

我が国は、平和国家としての立場から、大量破壊兵器等の不拡散政策を堅持し、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術提供に関し、国際協調の下に外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき、厳格な輸出管理を行ってきております。

大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の輸出管理の重要性は、我が国のみならず国際的にも高まっており、国連安全保障理事会、先進国首脳会議やAPECも含め、様々な場において繰り返し確認されているところですが、大量破壊兵器等の拡散防止の推進について中心的役割を担っている国の一つとして、我が国の責任はますます重くなってきていると認識している次第です。

当省としては、このような認識の下、企業における輸出管理体制の整備はもちろんのこと、先端的な研究開発を行う大学や公的研究機関（以下「大学等」という。）におきましても、実効的な輸出管理が行われる必要が、以前にも増して高まってきていると考えております。

外為法におきましては、学会誌への論文の投稿や学会発表など、技術を公知とするための行為は、経済産業大臣の許可を受けずに行うことができるものとする一方、計測機器や試料等の貨物や技術資料等の海外への持ち出し、海外出張等に際しての技術提供、海外からの研究者や留学生の受入れに伴う技術の提供、国際的な共同研究等における技術移転の中には、経済産業大臣の許可が必要なものがあります。これらが、許可を得ずに不用意に懸念先に輸出・提供された場合には、国際的な問題となり得る場合もあり得ると認識しています。

このような状況を踏まえ、貴省所管の大学等に対し、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術の提供が不用意に行われることがないように、管理を的確に行うよう、御指導方お願いいたします。